

# 千代田区議会議員の身上等の届出に関する規程

(平成14年10月10日議会議長訓令第4号)

改正 平成31年4月5日議長訓令第3号

(目的)

**第1条** この規程は、千代田区議会議長（以下「議長」という。）に対する千代田区議会議員（以下「議員」という。）の身上等の届出について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。ただし、一般選挙後において議長が選出されていないときは、千代田区議会事務局長に届け出るものとする。

(議員身上調書)

**第2条** 戸籍上の氏名、通称氏名、生年月日、所属政党、住所、連絡先、職業等の身上については、別記様式により、議員の任期開始後速やかに提出しなければならない。

2 前項の提出後に変更する事項があるときは、変更する事項を別記様式により再度提出しなければならない。

**第3条** この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

この規程は、平成14年10月10日から施行する。

附 則 (平成31年4月5日議長訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成31年5月1日から適用する。

## 議 員 身 上 調 書

千代田区議会議長 殿

千代田区議会議員 \_\_\_\_\_

年 月 日現在

ふりがな			
戸籍上の氏名			
ふりがな			
通称氏名			
生年月日	年 月 日	所属政党	
住 所	千代田区		
連 絡 先  ※公開可能な電話番号（携帯・自宅のうちどれか1つ）の左枠に「○」を記入して下さい。	携帯		
	<input type="checkbox"/>	電話番号	: ( )
	メールアドレス:		
	自宅		
	<input type="checkbox"/>	固定電話1	: ( )
	<input type="checkbox"/>	固定電話2 (議員活動専用)	: ( )
		F A X	: ( )
	PC		
	メールアドレス:		
職 業			
そ の 他			